

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「第16次提案等に対する政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
919	私立保育所における給食の外部搬入方式の容認	児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第11条、第32条第1項、第5項	平成21年度中に結論	<p>〔第15次提案等に対する政府の対応方針(平成21年11月12日)〕                      現在、構造改革特区において実施している「公立保育所における給食の外部搬入容認事業」については、公立に係る要望がとりわけ多かったことを踏まえ、まずは公立に限定して特例措置を講じることとしたものである。                      この特例措置について平成20年に実施した弊害調査において、体調不良児への対応等について、自園調理を行っている保育所の方が、きめ細やかな対応を行っているとの現場の認識が多かった。                      したがって、外部搬入について指摘されている弊害の除去のための必要な要件等が整っていない状況においては、構造改革特別区域推進本部における方針に従い、子どもの健全な育ちを支援するという保育所の役割を踏まえつつ、まずは公立保育所につきその弊害の除去のための必要な要件等について検討する。                      私立保育所に関してもこの検討の結論を踏まえて、検討し、結論を得る。</p> <p>〔過去の未実現提案等についての対応方針(平成22年1月29日)〕                      現在、構造改革特区において実施している「公立保育所における給食の外部搬入容認事業」については、                      ・子どもの発達段階に応じたきめ細やかな対応                      ・調理する者と子どもの関わりなど食育への対応                      ・アレルギー児・体調不良児への対応                      に関する必要な対応・改善策を講じつつ、全国展開に向け、今年度に評価を行うこととされており、これを踏まえ、私立保育所における給食の外部搬入についても結論を得る。                      【平成21年11月12日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成22年度前半」とされていたもの】</p>	全国で実施	構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価意見を踏まえ、3歳以上児に対する給食については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国において実施する。	厚生労働省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
920	新医薬品の製造販売承認後に係るGMP調査(医薬品等の製造所における製造管理及び品質管理の方法に関する基準適合調査)の実施主体の拡大	薬事法(昭和35年法律第145号)第14条第6項 薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第80条第2項第7号	平成22年度中を目的に、速やかに評価を行い、結論を得るべく、検討	新医薬品に関する承認後の実生産段階におけるGMP調査の実施主体の役割分担については、GMP調査の実績データ等を基に、各自治体の意見も踏まえつつ、速やかに評価を行い、結論を得るべく、検討する。	検討中	第15次提案等対処方針を踏まえ、実現に向けた方策につき、検討を進めているところ。	厚生労働省
1213	通訳案内士制度の見直し	通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第3条、第5条、第6条	平成22年6月を目的に結論	〔第15次提案等に対する対応方針(平成21年11月12日)〕 平成21年6月より通訳案内士制度の抜本的な見直しも視野に入れた検討を行うために「通訳案内士のあり方に関する検討会」を開催し、平成22年6月を目的にとりまとめを行う予定。  〔過去の未実現提案等についての対応方針(平成22年1月29日)〕 通訳案内士制度(全般)の見直しについては、平成21年6月より抜本的な見直しも視野に入れた検討を行うために「通訳案内士のあり方に関する検討会」を開催しており、平成22年6月を目的に結論を得る。 【平成21年11月12日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成22年6月を目的にとりまとめ」とされていたもの】	検討中	通訳案内士制度(全般)の見直しについては、平成21年6月より抜本的な見直しも視野に入れた検討を行うために「通訳案内士のあり方に関する検討会」を開催しており、平成22年6月を目的に結論を得る。	国土交通省